

河南町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

1・目標

河南町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般住民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、河南町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2・位置付け

アクションプログラムは、河南町耐震改修促進計画に基づき策定する。（アクションプログラムは、河南町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改正時に計画に位置づけるものとする。）

3・取組内容・目標・実績

令和6年度取組内容

【財政的支援】

- i)住宅の耐震診断費一部補助を実施
- ii)住宅の(補強設計費～)耐震改修費一部補助を実施
- iii)住宅の除却工事費一部補助を実施

【普及啓発等】

- i)住宅所有者直接的な耐震化促進
 - 令和6年度は、年2回町広報紙に耐震化啓発文を掲載予定
 - 令和6年度中に、固定資産税の納入通知書へ制度周知文を同封予定。
- ii)耐震診断実施者耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施
- iii)改修事業者の技術力向上等
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施
 - 耐震改修事業者リストを作成し公表等を実施
- iv)一般への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 管内の住民を対象に説明会・セミナーを年1回以上実施
 - リーフレットによる制度概要等の周知を実施

前年度(令和5年度)の取組実績

- 固定資産税の納入通知書へ周知文の掲載を実施（全戸）
- 町広報誌、ホームページや庁内デジタルサイネージ等による啓発を実施（通年）
- 役場庁内にて耐震化普及パネルの展示（10月）

令和6年度目標

- 住宅耐震診断費補助戸数：5戸
- 住宅耐震改修工事費補助戸数：3戸
- 住宅除却工事費補助戸数：5戸

前年度までの実績

住宅に対する補助戸数

令和元年度

耐震診断費：2戸
耐震改修設計費：1戸
耐震改修工事費：1戸

令和2年度

耐震診断費：4戸
耐震改修設計費：1戸
耐震改修工事費：1戸
除却工事費：2戸

令和3年度

耐震診断費：1戸
除却工事費：3戸

令和4年度

耐震診断費：2戸
除却工事費：3戸

令和5年度

除却工事費：1戸

前年度(令和5年度)の課題

今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

改善策

防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。

計
画

自
己
評
価

河南町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1・取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2・緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点地域は、本町の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点地域：河南町 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された全ての住宅



(戸別訪問地区)
平成23年：1,700戸実施
平成26年：1,700戸実施

3・取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：平成31年度から令和7年度（7年間）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成	■							
戸別訪問等		■ 普及啓発						

4・個別訪問の実施

個別訪問は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で個別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5・その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフの配布
- 広報紙・ホームページによる周知

6・関係団体との連携

- 戸別訪問及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7・実績の公表

- 当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに町のホームページにて公表する。